

◆特集 このまま突き進んでいいのか

どこまで進む「戦争国家」への道

獨協地域と子ども法律事務所 弁護士 柳

重雄



1、集团的自衛権の閣議決定から

安保法制（戦争法）へ

我が国日本は憲法九条を持つ国です。「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は永久にこれを放棄する。陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。」国であり、そして「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」国であるのです。この憲法九条が存在する故に、自衛隊はいわゆる「戦力」ではなく「自衛のための必要最小限度の実力」とし、専守防衛に徹し、海外での武力行使、集团的自衛権の行使等は憲法に違反すると説明されてきました。

この基本原則を根本から転換をしたのが、2014年7月の安倍首相による集团的自衛権の行使容認の閣議決

定でありました。集团的自衛権の行使容認は日本が直接攻撃されなくとも他国の戦争に加わることができることを意味し、どう見ても憲法の基本原理である平和主義を根本から覆すものであり、従来の政府見解からしても憲法第九条のもとで許されるものではありませんでした。そして翌年の2015年、戦争法とも呼ばれる安保法制ができ「存立危機事態」のもとで海外に出て戦争ができるという集团的自衛権体制が生まれました。そして現在に至るまで、次第に自衛隊は専守防衛の軍隊から、より攻撃的な軍隊へと変質強化しつつ時代は進んできました。

2、安保3文書、敵基地攻撃能力の保有

集团的自衛権体制、海外に出て戦争ができる国家づくりをより現実化させたのが2022年12月閣議決定さ



長距離ミサイル配備を2025年度に前倒し地域の緊張をかえって高めた

れた「安保3文書」でありました。この安保3文書は「台湾有事」を想定して「敵基地攻撃能力」を保有し、そのために軍事予算5年で43兆円、GDP2%、世界で第3位の軍事予算を持つ国のスタートを切りました。そして、これらの戦争国家づくりは、アメリカの「統合防空ミサイル防衛(IAMD)」、すなわちアメリカの対中国軍事戦略の中に組み込まれた形で進められて来たことも特徴のひとつです。従って、現在進めている戦

争国家づくりは、集団的自衛権行使とともに、アメリカの軍事戦略に組み込まれて進められているのです。

3、飛躍的に進む「戦争国家づくり」

2024年度に入って、この動きは異常に加速しています。2024年度軍事予算は7兆9000億円近くまで増大しています。このままで行けば5年で43兆円を遙かに超える軍事予算になることも明らかになっています。

沖縄を始め南西諸島に長距離ミサイル設置などの軍事基地強化、全国の軍事基地の地下化等が進んでいます。そして、殺傷兵器の共同開発、輸出も解禁されるに至っています。

そして、2024年通常国会では、ほとんど国民的議論もないままに、経済秘密保護法が可決され、地方自治法改正もされてしまいました。経済秘密保護法は際限のない経済情報の国家統制により、戦争国家体制をつくる法制度と言わざるを得ませんし、地方自治法改正は、国の行う戦争等の行為に全国の地方自治体を従わせる戦時体制づくりと言わざるを得ません。まさしく戦争する国づくりにつながるものであると考えられます。

◆特集 このまま突き進んでいいのか



また、今国会で、5月末に食料・農業・農村基本法改定がなされ、6月には食料供給困難事態対策法が可決成立に至りました。改正食料・農業・農村基本法は食料自給率向上とそのための国・政府の責任を棚上げし、日本農業を新自由主義に委ねるといふものであり、また、食料供給困難事態対策法に至っては、食料供給が困難な場合には農民に芋・米の作付け等を強制するというものもあり、戦争国家づくりが農業・食料の分野にも及んでいると言わざるを得ません。

裏金疑惑等々およそ末期的な症状を呈する岸田政権のもとで着々と且つ飛躍的に「戦争国家づくり」が進んでいるのです。

4、アメリカの指揮権に基づく日米軍事一体化の動き

これらに合わせて、本年4月、岸田首相とバイデン大統領はホワイトハウスで会談、日米首脳共同声明を発表しました。共同声明では敵基地攻撃能力など安全保障政策の大転換を持ち上げ、米軍

と自衛隊のシームレスな統合などを推し進めてゆくことを表明し、これに合わせたように陸海空の自衛隊を一元的に指揮する統合作戦司令部の創設などを盛り込んだ改正防衛省設置法も、国会で可決されるに至りました。米軍と一体となり、その指揮下で自衛隊が海外で戦争に参加する道を具体化したといえると思います。

戦争国家づくりは私たちの想像を超えて飛躍的に前進をしているように思えてなりません。

5、憲法改正に向けての動き

こうした動きの中で、2017年自衛隊明記、緊急事態条項その他の安倍改憲の動きも現在に至るまで途絶えることなく続けられています。憲法審査会での改憲議論も継続しています。岸田首相は自分の任期中に憲法改正を実現したい旨言明し続けてきました。改憲勢力が3分の2以上を超え、当分国政選挙もないという情勢も加わって改憲論議が絶えず繰り返されてきたのです。確かに戦争国家づくりの完成という面から見れば、自衛隊明記等に改憲勢力が熱心になるのはわかります。また、自衛隊の明記にあわせて、国会議員の任期延長などで改憲の道を開くという狙いでもあります。

日本国憲法

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

このような改憲を許したら日本の国は名実ともに「戦争国家」となってしまう。自民党や維新の会などの押し進めている改憲策動は決して国民は望んでいませんし、決して許してはなりません。

6、憲法の原点に立った闘いを

憲法九条は世界に誇る平和への宝です。私たち国民にとつて大切なことは、戦争の準備ではなく平和の準備です。ロシアのウクライナ侵略、イスラエルのガザ攻撃などの教訓は、攻められたらどうしようではなく、逆に

攻められないようにするにはどうするかこそ大切であるということ です。

平和を目指す外交こそ重要 です。岸田首相をはじめ歴代の首相たちは「戦争国家づくり」に努力をしてきたかも知れませんが、本当に平和のための外交に力を注いだとはとてもいえません。我が国はエネルギー・食料を外国に依存している国なのです。憲法九条に基づく平和外交こそが政権に求められていると思います。

世界ではロシアのウクライナ侵略やイスラエルのガザ攻撃などが続く一方で、平和のための国際秩序づくりも進んでいます。東南アジア諸国連合（ASEAN）等の様々な動きもそのひとつです。日本は憲法九条を持つ国として、こうした平和のための国際秩序づくりにこそ貢献をするべきなのです。

そして憲法九条の平和主義のみならず、立憲主義の観点から憲法の定める基本的人権を日本社会の中で広め、現実化することも重要な課題です。憲法の定める基本的人権、二五条等の生存権、法の下の平等、国民の幸福追求権など立憲主義に基づきこれを社会の中でどう実現するかということこそ最も重要な課題なのです。憲法は変えるものではなく、生かすべきものなのです。

（やなぎ しげお）